

ロールズの公正原理と特別優遇措置

小川 登

第1節 ロールズ説の意義

アメリカの4年制大学において、現在、女性教員が28%にもなっている。25年前には数%であった（現在の日本）¹⁾。「連邦・地方政府から補助金をうけている大学は、女性教員を20%以上、優先的に採用しなければ、補助金を打ち切る」という「差別撤廃の人為的政策」を、政府が打ち出したから、こういう大成果が実現したのである。

男社会の典型の軍隊への女性の進出もめざましい。ウエスト・ポイント陸軍士官学校への女性入学も認められた。男の職業のもっとも最たる戦闘爆撃機のパイロットにするよう、輸送機女性パイロット（兵士）は、現在、要求している。真の男女平等にいたる過程には、このようなキビシイ平等が必要悪となる。

「副社長のうち黒人、女性それぞれ1名を入れること」という政策は、ハーバード大学のビジネス・スクール（B・MA）の黒人女性を、ひっぱりだこにする。

1964年の「公民権法」（とくにその第7編）は、60年代には「黒人に投票権を！」程度の認識であったが、70年代の諸々の「差別禁止法」（被差別集団への特別優遇措置＝割当制）によって、急速に、種々の被差別集団の雇用、

1) 毎年5月刊の『The American Economic Review（アメリカ経済論集）』を、ぜひ、参照されたし。

昇進面における改善が実現していく²⁾。

これらが実現していったのは、もちろん、女性解放運動等の個別課題をかかげた闘争であるが、その理論・思想面の基盤・バックグラウンドとなったのが、ロールズ（ハーバード大学の哲学教授）の反差別公正原理である、と言ってよい。そこで、ロールズ説を、すこしくわしくみていこう。

結果としては「結果としての平等」を意味するとはいえ、ロールズの哲学は資本主義否定のものではない。「体制内の最左派」と言ってよい。それを、上野千鶴子・京都精華大学教授が「分配公正の立場から『機会の平等』にたいして『結果の平等』を言うが、その選択は、論理＝政治的なものである³⁾と反論されているが、それは筋違いというものだ。

なぜならば、資本主義の原理である完全自由競争自体は、「機会の均等」を自動的に作りだしえないからである。資本主義の祖国のイギリスをみよ。イギリスの性別賃金差別をひどさをみよ。ロールズは、その現実から出発しているのである⁴⁾。

第2節 自由，平等，友愛⁵⁾

現代世界は、169ヵ国、すべてが悩んでいる。

1. 資本主義は、むきだしの優勝劣負であり、自由を「金儲けの自由」に矮小化して、墮落している。「不自由な自由」があるだけである。
2. 既存「社会主義」は、スターリン主義にすぎなく、軍事的・警察的共産党1党独裁社会である。平等は「真面目に働く人がソンをする」ひんまがっ

2) 80年代はレーガンの「小さな政府」論によって停滞する面があった。

3) A. クーン, A. ウォルフ編(上野千鶴子他訳)『マルクス主義フェミニズムの挑戦』勁草書房, 1984年, 「訳者解説」262ページ。

4) J. Rawls, *A Theory of Justice*, Harvard University Press, 1971. ロールズの理論はつぎの2冊を参照されたし。ジョン・ロールズ(矢島鈞次監訳)『正義論』紀伊国屋書店, 1979年。ジョン・ロールズ(田中成明編訳)『公正とての正義』木鐸社, 1979年。

5) *Fraternité*=Fraternity が、これまで博愛と訳されたのが大間違いであった。友愛(仲間愛)そのものではないか!

た「悪平等」に変質してしまっている。

3. 第3世界（南）は、1部の王侯的・軍事的特権階級をのぞき、飢餓と文盲にくるしんでいる。その上、1.に収奪されつづけている。その結果は「地球破壊」である。私もその1人である。

さて、約200年前（1789年）のフランス大革命のスローガンは、自由、平等、友愛の3つであった。この3つは、人類にとって至上の価値であり、この3つの価値のあいだに価値の差はなく、3つは等しい価値をもつ、と現在の私は確信する。資本家が自由を重視するのは当然である。だが、労働者が自由よりも平等を重視してきたのは歴史的悲劇である。

より悲劇なのは、労働者が友愛を偽善として軽視し、無視したことである。「1人は万人のために、万人は1人のために！」の《ために=友愛》こそが、自由（1人）と平等（万人）を結合させる媒介なのに！自由（利己主義）と平等（利他主義）を止揚するのが友愛である。この点にロールズは注目したのである。

さて、日本においても、友愛主義を、思想としてのみならず、経済制度としても重視する人が出てきている。中西 洋・東大教授は「《自由・平等・友愛》というフランス大革命のスローガンは、2世紀を経たいまようやく実現されるべきときを迎えたのである」というショッキングな「《友愛主義》宣言」なる論文を、『世界』1981年2月号に発表された。岩田昌征・千葉大学教授は『現代社会主義の新地平』（日本評論社、1983年）において、ユーゴスラビアを仮想モデルとした友愛主義経済制度論の構築に挑まれている。私の場合……共産党の不破委員長と「社会主義社会における自由、とくに共産党内における中央集権的民主主義」というテーマをめぐって、共産党の機関誌『前衛』誌上で、10年前、大論争された田口富久治・名古屋大学教授が、「最近、日本でも勤労大衆のあいだに『友愛』とか『連帯』という価値意識を形成することが重要である、という認識が高まっております。1つだけ例をあげますと、清水慎三編著『戦後労働組合運動史論』（日本評論社、1982

年10月刊)に収録されている小川登氏の『福祉社会と労働組合』という論文が、それです⁶⁾と、書かれている。スウェーデンが仮想モデルである。

ところが、いまだ、友愛主義を、たんなる思想・倫理の次元の問題とだけとらえる人が多く、経済制度・社会体制とは考えていないのである。困ったことである。

第3節 ロールズ説の内容

ロールズは、病める現代において、自由、平等、友愛それぞれ、とくに友愛を、哲学的に厳密・精緻に解釈しなおして、復権させ、これまでの形式主義的平等主義をのりこえ、実質的平等を意味する現代的公正の概念を創造したのである。その理論の核心は「制度的に不平等のある体制によって、もっとも不利な立場におかれている人びとの活動条件を、最大化するならば、公正である」という《マックス・ミン (Max・min) 原理》にある⁷⁾。最低 (minimum: ミニマム) 所得が最大 (maximum: マキシマム) 化される時に社会的福祉が最大化される、と言ってもよい。

このマックス・ミン公正原理は、競争の出発点において伝統的にハンディをもつ人々への過去の差別への償い・補償 (compensation) として、一定の優遇措置を認めなければならないとするものであり、いわゆる《「逆差別」=Reverse Discrimination》を、論理的に完全に正当化しえた理論として画期的なものである。リバースに反対する人はリバース (心身症) であろう。

その具体的な政策は、1960年代のジョンソン政権からのアメリカの中央政府が採用してきた〈差別撤廃の人為的行動〉、つまりアファーマティブ・アクション (Affirmative Action)⁸⁾ である。そして、象徴的で具体的な政策

6) 田口富久治「現代世界の危機と先進諸国の革新の課題」『社会主義と労働運動』1983年3月号(69号), 13—14ページ。

7) 最低賃金制の重要性を強調する人ほど、この「逆差別」のマックス・ミン原理に反対する。おなじく、2つとも自由競争にたいする制限的特別措置なのに？

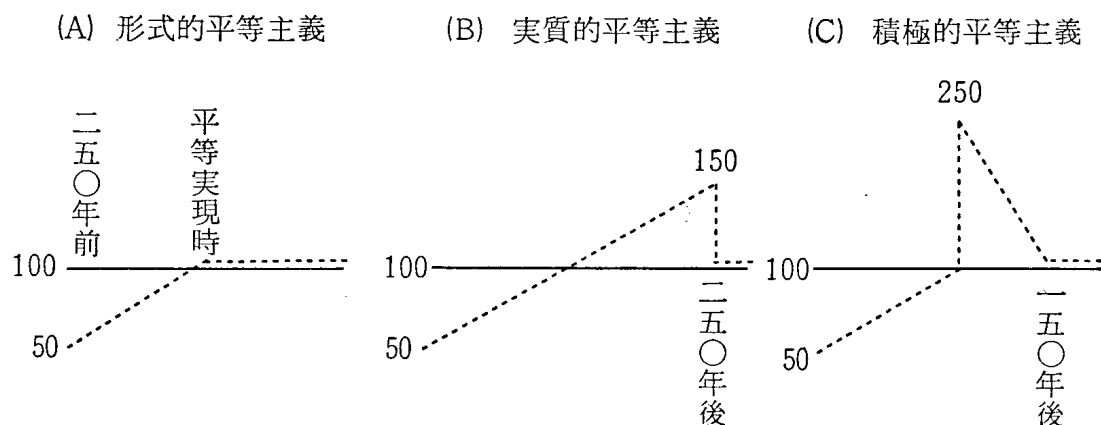
8) アファーマティブ・アクションについての文献。N. Glazer, *Affirmative Discrimi-*

形態が「割当制 (Quota System: クォータ・システム)」である。それを法的に強制したのが、大統領の執行命令 (Executive Order: エクゼクティブ・オーダー)、とくに11,246号 (1965年) であった。これらの一覧表をかかげておこう⁹⁾。

要するに、割当制とは「10年計画で、大学当局は、教員のうち20%以上を、女性にすること」、「企業は、5年計画で、黒人を12%以上にする」等である。日本にも「企業は、心身障害者を1.6%以上雇いなさい。それ以下にしておくと、足りない1人につき、月4万円の罰金を払え」という法律がある (「障害者の雇用の促進等に関する法律」)。

特別優遇措置は、基本的には経過的・過渡的であるが、強力な「逆差別」(割当制)¹⁰⁾ は、「労働市場の入り口 (採用時) における逆差別」によって「労働市場に入る前の差別」を無くそうとする公正な政策である。いいかえれば、経済的逆差別によって「社会的差別」をなくし、その結果として、真

図 1-1 教育、雇用等の機会における3つの平等観



(作図: 小川 登)

mination, Basic Books, 1975.; N. V. Benokraitis & J. R. Feagin, *Affirmative Action and Equal Opportunity*, West View Press, 1978.

- 9) アファーマティブ・アクションの優れた紹介書として、竹内一夫『アメリカの平等雇用』中央経済社、1984年。私は、この本はぜひ熟読してほしいと確信している本である。一覧表は同書の18-19ページからの引用。竹内・東京経済大学教授に感謝したい。
- 10) 「逆差別」という用語になぜか反対する人がいる？

表 1-1 雇用差別禁止に

法律・政令	禁止されている雇用差別のタイプ
アメリカ合衆国憲法第1および第5修正条項	法律の正当な過程を経ずして雇用の権利を剝奪すること
アメリカ合衆国憲法第14修正条項	同上
公民権法（1866年および1870年）	雇用、配置および雇用の継続における人種差別
公民権法（1871年）	州法によって保護される平等雇用権の剝奪
全国労使関係法	人種、皮膚の色、宗教、性あるいは出身国にもとづいて差別する労働組合の不公正な代表制もしくは従業員への権利への干渉
平等賃金法（1963年）	実質的に同等な労働に対する賃金に性差別を設けること
大統領命令第11141号（1964年）	年齢差別
公民権法（1964年）、第6編	人種、皮膚の色、出身国にもとづく差別
公民権法（1964年）、第7編；1972年平等雇用機会法にて修正	人種、皮膚の色、宗教、性、出身国にもとづく差別または分離
大統領命令第11246号および第11375号（1965年）	人種、皮膚の色、宗教、性、出身国にもとづく差別（是正措置計画が必要）
雇用年齢差別法（1967年）	40歳から65歳の人々への年齢差別
公民権法（1968年）、第1編	人種、皮膚の色、宗教、出身国に関して個人の権利の行使に干渉すること
大統領命令第11478号（1969年）	人種、皮膚の色、宗教、性、出身国、政治団体、結婚上の地位、または肉体的障害にもとづく差別
歳入分配法（1972年）	人種、皮膚の色、出身国または性にもとづく差別
教育修正法（1972年）	性差別
社会復帰法（1973年）；大統領命令第11914号（1974年）	肉体的または精神的障害にもとづく差別（是正措置計画が必要）
ベトナム期復員軍人再適応援助法（1974年）	傷痍軍人およびベトナム期復員軍人に対する差別（是正措置計画が必要）
雇用年齢差別法の適用対象拡大（1974年）	年齢差別
雇用年齢差別法の修正（1978年）	70歳以前の強制的退職や雇用における年齢差別
公民権法（1964年）第7編の修正（1978年）	妊娠、出産、または関連した医学的条件にもとづく差別

出所：Glueck, W.F., *Personnel: A Diagnostic Approach*, Business Publications, Inc.,

(注) 一部追加または削除した。

関する法律・政令

適用される事業主
連邦政府
州および地方政府 民間事業主, 労働組合, 雇用斡旋機関 州および地方政府 (もし共同謀議が行われたときは民間事業主にも適用される) 民間事業主および労働組合
民間事業主 (州・地方政府は不確定)
連邦政府との契約者および下請契約者 連邦政府の財政的援助を受けている事業主 従業員15名以上を雇用する民間事業主; 連邦・州・地方政府; 労働組合および徒弟制度委員会; 雇用斡旋機関 連邦政府との契約者および下請契約者
従業員20名以上を雇用する民間事業主; 組合員25名以上の労働組合; 雇用斡旋機関; 徒弟制および訓練プログラム委員会 (州・地方政府は不確定) 個人全般
連邦政府
歳入分配金を受ける州・地方政府 連邦政府の財政的援助を受ける教育機関 連邦政府との契約者および下請契約者; 連邦政府
連邦政府との契約者および下請契約者; 連邦政府
連邦政府の財政的援助を受ける事業主
1967年の雇用年齢差別法と同じ 公民権法 (1964年) と同じ

の意味での経済的差別を無くそうとするものである。

よって、ロールズのマックス・ミン公正原理は、教育や雇用機会等という面において、いわゆる逆差別を論理整合的に理論化したのみならず、さらに、そういう「機会の平等」から「結果の平等」へ、という平等の現代的転換をも哲学的に正当化したのである。

ロールズは「社会において、最も虐げられた階層（集団）の状態を、最も良くするような行動が、人間にとって最も望ましい行動である」とし、「最悪の人の立場に自己の立場をおく」政治論理を確立した¹¹⁾。青木昌彦・京大教授はこれを「立場の互換性」と定式化し、アロー（スタンフォード大学教授）は「共感」とした¹²⁾。

第4節 ロールズ説の論理の展開過程

さて、ロールズの反差別公正論の全体像を素描しよう¹³⁾。

ロールズは、「機会の均等」が「結果の平等」にむすびつかない自由競争社会、そこで、支配的であった功利主義的正義論に反対し、社会的制度レベルにおける権利と自由、機会と権力、所得と富の配分を規制する原理として、実質的な社会正義の原理を展開する。その基本的原理は2つである。

(1) 第1原理《平等な自由原理》

各人は、他人にたいする同様な自由と両立するかぎり、最大限の自由をうける平等な権利を有する。

11) もちろん、その適用範囲に一定の限定をつけていることはいうまでもないであろう。限定は「妥当な社会的最低限 (appropriate social minimum)」の維持という点である。J. Rawls, *op. cit.*, pp. 80-82.

12) 青木昌彦編著『ラディカル・エコノミックス』中央公論社、1973年、36—37ページ。日本的には、高橋和巳の小説のエートスである共苦 (Mit-leiden) である。「他人の身になって考える」という精神は、鬼才アローによって《extended sympathy》とされている。K. J. Arrow, *Social Choice and Individual Values*, 2nd ed., pp. 114-115.

13) ロールズの論理を、できるかぎり忠実に解説していくつもりであるが、しょせん、私の能力のかぎりでの解説である。

(2) 第2原理《合理的な不平等原理》

社会的・経済的差別（不平等）は、つぎの2つの条件が満たされたばあいのみ許され、合理的といいうる。

- ①《逆差別原理》 あらゆる人に有利になると合理的に期待できるばあい、もっとも不利な状況におかれている人びとの（社会的・経済的活動の）可能性を最大化すること。
- ②《機会の公正な平等原理》 すべての人々に地位や仕事への機会が平等にひらかれていること。

第1原理の平等な自由原理ならびに第2原理の2番目〔(2)―②、つまり機会均等〕の内容を理解することは、それほどむずかしいことではない。ロールズは、第1原理において自由は制限される場合があることを強調している。第2原理の2番目〔(2)―②〕は、端的にいえば、人びとに教育、雇用、昇進などへの機会均等が保障されているかぎり、結果として生ずる所得の不平等は合理的である、ということである。

機会の均等は「才能にたいして開かれたキャリアの原理にしたがっており、経済的繁栄や政治的権力を求める人間の活動力を解き放つ方法」¹⁴⁾である。だがしかし、「上流階級と下層階級とのあいだには、生活手段の蓄積という点でも、社会の権力にかんする特権という点でも、いちぢるしい格差がある。……機会の均等は、個人の力で収入や社会的地位・権力を求めるという面において、不運な人々・集団を、とり残していく平等をも意味する」¹⁵⁾。

もともと、「生れつきの資産の配分は、かなり社会制度の影響をうけている……生れつき、より大きな資産があれば、上流的な人生計画を追求することができるのだ……したがって、社会は、時間をかけて、すくなくとも、生れつきの能力の水準を維持し、競争上のおおきな障害を防止するための方策を講じるべきなのである。これらの方策は、当事者（親たち）が、その後継

14) J. Rawls, *op. cit.*, p. 106. (訳書81ページ)。訳は私（小川）なりに意識した。以下同じ。

15) *Ibid.*, 106-107. (訳書81ページ)。

者（子供たち）のために、喜んで同意する原理によって、手引きされるのでなければならない」¹⁶⁾として、格差原理＝逆差別を導きだしている。

ロールズの逆差別的公正の原理のなかで、もっとも注目されるべき点は、自由主義的な形式主義的平等主義が、偶然性と競争にあまりにも多くのものを、まかしすぎていることに重大な制約をくわえ、社会的・自然的偶然のおかげで、個人にあたえられたり、個人が得たりした能力・才能・技能を、1つの社会的な共同財産とみなして、それらを、社会のすべての人々、とくにもっとも不利な条件にある人々のために利用すべきである、とした点にある。

この第2原理の1番目 [(2)―①] の逆差別＝不利者集団への格差づけの原理 (difference principle) は、きわめて難解であるので、すこし解説しておこう。この格差原理は、フランス大革命の『人権宣言』第1条、すなわち、「人は、自由ならびに権利において平等なものとして出生し、かつ生存する。社会的差別は、共同の利益の上のみ設けることができる」¹⁷⁾ と、ふかく関係している。

そもそも、差別という用語には語源的には2つの意味がふくまれており、社会全体への影響もことなる。①いわれなき・不当な差別、これは社会全体に経済的損失をもたらす。②「当然な差別」＝「合理的な差別」、これは「公正な格差」とよんだほうが適切かもしれないが、これは社会全体に調和をもたらす¹⁸⁾。③さらに、ロールズは、進学・就職等における競争のスタート・ラインにおいて、そもそもハンディをもっており、差別待遇をうけてきたマ

16) *Ibid.*, 107-108. (訳書82ページ)。

17) 高木八尺・末延三次・宮沢俊義編『人権宣言集』岩波文庫、1957年版、131ページ。最近の『人権宣言集』において、この「社会的差別」が「社会的不平等」と訳されているが、これは、ものごとの本質をあいまいにするものである。社会全体に共同の利益をうむ社会的差別（合理的差別）を認めないでは、社会は絶対的悪平等社会となり、崩壊してしまうのである。

18) 昔の苛酷な児童労働を正すため、15歳未満には就労させてはならないとか、18歳未満には参政権を認めないとか、出産前後の女性に就労を禁止し、働く権利をうばう等々のことである。いま日本に必要とされているのは70歳以上の会社役員、法人理事の禁止、定年制の導入である。日本と中国は老害社会となっている。

ィノリティ・グループ（少数派集団）にたいして逆差別（特別優遇措置）をとらなければならない，としたのである。そして，この特別優遇措置をもうけることこそ，社会全体の利益（すなわち，国民総生産・GNPの増加）につながる，としたのである¹⁹⁾。支配階級を動かし，現実政策とさせるには，このように主張しなければならないのである。

さて，ロールズは格差原理の根拠をさらに展開する。①まず，この3つの原理²⁰⁾はフランス革命の《自由，平等，友愛》と密接にむすびついているとし，「自由は第1原理に照応し，平等は機会の均等に照応し，友愛は格差原理に照応している」と明言する。友愛とは「1人は万人のために，万人は1人のために」のなかの「ために」であり，「他人の身になって考え行動する」ことである。②ついで「受けるに値しない不平等は補償を要求しうる」として「格差原理は補償原理（principle of redress^{リッドレス}）である」²¹⁾と主張し，③さらに「格差原理は互惠＝相互利益（reciprocity）の概念をあらわしている」²²⁾とも規定している。この点がロールズ説のすばらしい点である。社会的弱者，社会的不利集団への逆差別（リバース）が互惠＝相互利益となるとの主張がなされなければならないゆえんである。

規範的経済学（厚生経済学）がむずかしいのと同様に，ロールズの規範的哲学もまたそれ以上に難解であるが，当面するテーマにかぎっていえば，さきに絶対肯定的にのべた「“逆差別”的割当制」を政府の政策として導きだす

19) それを，上野千鶴子・京都精華大学教授が「社会的弱者にたいする倫理論でしかない」（前掲訳書解説部分）とか，竹中恵美子・大阪市大教授が「市民社会の内在的メカニズムそのものの変革なしに，倫理論にもとづく特別優遇措置によって解決されるものではない」（竹中恵美子『戦後女子労働史論』有斐閣，1989年，156ページ）と言われるのは，2つの点で困る。①まず，ロールズの哲学は倫理哲学そのものだからである。②ついで，お2方は，差別撤廃が社会全体の経済的不利益を生むことを論証されていない。エリート女性学者が，こんな具合では困るのである。ロールズに革命をもとめること自体がおかしいのである。

20) 厳密には2つである。

21) J. Rawls, *op. cit.*, p. 106; 矢島訳本，81ページ。また，田中成明編著『公正としての正義』前出，180ページも参照されたし。

22) *Ibid.*, p. 100; 訳書，78ページ。田中編訳書，117ページ。

マクスマン公正原理が②の補償原理に主として、かつ、直接的に対応している点のみ理解できればよい。「逆差別」という言葉は、いまや明白な政治色をもっている²³⁾、優遇措置、保護規定といったほうがよいかもしれない。

第5節 割当制の発展

割当制はアメリカでつぎのように発展していった。①まず1960年代後半は教育の機会均等を拡充し、黒人などの少数民族へ重点的教育投資をおこなって「労働市場前の差別」を撤廃しようとし、②ついで、そういう間接的方法では速効性がないので、1970年代にはいり企業への雇用割当という「労働市場の入口での差別」を直接に撤廃する方向をとり、③さらに1970年代後半には「労働市場内での差別——昇進、地位をめぐる差別」に挑戦し、「副社長のうち1人は黒人にせよ」という《よい職業、高い地位・収入》への割当制にまで発展していった²⁴⁾。

反差別政策・行動は、本来ならば「時間と金（100年と100兆円）」をかけて①→②→③へとすすむべきであるが、差別が社会内に強力に構造化しているとき、③→②→①のほうが差別撤廃の早道であり、効果があるともいえる²⁵⁾。実証家・小池和男教授も「雇用における差別はたんに採用にかぎらない、はるかにその核心は昇進にある」²⁶⁾と断じておられる。

23) アメリカでも、レーガン政権になってから、「雇用機会均等法 (Equal Employment Opportunity Act)」ならびに「公民権法 (Civil Rights Act of 1964)」第7編を冷たくみるようになっていたようだ。しかし、これらは、黒人差別等を少なくするうえで巨大な役割を果たした。

24) 以上は割当制発展の素描にすぎない。雇用差別撤廃のためには「割当制しかない」に近いことをサローは断言している。L. C. Thurow, *Generating Inequality*, Basic Books, Inc., 1975, p. 205.

25) この点については、ドーリンジャー＝ピオレの「差別にたいする改善策」も参照されたし。Doeringer & Piore, *Internal Labor Markets and Manpower Analysis*, D. C. Heath, 1971, pp. 150-162. なお、社会的に差別を負った人びとを雇用した企業の実例については、Doeringer, ed., *Programs to Employ the Disadvantaged*, Prentice-Hall, 1969. のほうを参照されたし。

学校教育の効果はそう短期的に生まれるものではない。アメリカ人は政策実施において合理的で大胆であるが、短気なところがある。「教育は万能薬ではない (Education is not cure-all)」ことぐらい、はじめからわかっていたはずだ。それに、アメリカでは有名な『コールマン報告 (Coleman Report)』は、小学1年生においてすでにあらわれる出来・不出来という格差は、これまでの教育の仕方をそのままにして補充的支出（補習などへ）を相当程度をおこなっても、ほとんど狭めることができないらしい、ということを見出している（1960年代の事実として）。だから、この『コールマン報告』は、小学入学時よりももっと小さいときの環境を改善することが必要なのだ、と示唆したのである。アメリカではそういう努力もなされた。

私は不利な立場におかれている人びとへの教育・保育投資を軽視するものではないが、雇用差別を直接的になくす政策のほうを重視する。

ところで、学問はラジカルであると同時に合理的でもなければならない。J. ロールズは「合理的な不平等」を明白に認めている。現在、アメリカにおける不平等研究は、つぎの3つの不平等をすでに合理的とみなしている。

- (1) 人びとが稼得活動に参加するときの機会の均等が保障されているかぎり、結果として生ずる所得の不平等は合理化しうる（機会平等原則）。
- (2) 結果としての不平等が、人びとの社会にたいする貢献度をほぼ正確に反映しているかぎり、それは合理的である（貢献度原則）。
- (3) 人びとに人間として見苦しくなく、人間の尊厳を守りうるような最低限（ミニマム）の生活水準が保障されているかぎり、そのうえにおこる不平等は合理化しうる（必要度原則）。

理論的には上の3つの不平等は是認される。それは差別ではなく「公正な格差」である。とはいえ3つとも「……いるかぎり」という限定条件がついている。したがって、現実的には3つとも、まず前提条件の実現こそが緊急

26) 小池和男『職場の労働組合と参加——労資関係の日米比較』東洋経済新報社、1977年、26ページ。

の実践的課題とならざるをえない。

人間が生活していくでの所得の分配には、この3原則しかありえない。最も重要な基本原則は貢献度原則である。これは等価交換を意味している²⁷⁾。また「働かざる者食うべからず」という原理でもある。この原則を無視すると「怠け者が得をする社会」となり、腐敗する。その腐敗の上に政治的には1党独裁政権がうまれる。また、貢献度原則²⁸⁾が正しく作用するには、第1の機会均等原則の実現が前提となっていなければならない。

しかし、この2つの原則は、資本主義の自由競争原理、すなわち、市場原理の優勝劣負、弱肉強食にまかしておくと、2つの原則とも正しく作用しないで、応能主義は作用せず、弱者をより不利にしてしまうという結果を必ず生む²⁹⁾。

そこから、労働力商品の自由取引を制限する最低賃金制がつくられ、人間の尊厳を最低限まもりうるナショナル・ミニマム（国民生活の最低限度）の必要度原則が、社会権（生存権）として、次第にかたちづくられてきたのが、民主主義的資本主義国³⁰⁾の歴史であった、といってもよい。

第6節 分配における公正問題

所得分配の不平等、賃金差別の問題に帰着したので、このへんで、哲学の次元から経済学の次元へはいっていこう。

-
- 27) 高校、大学、大学院時代に奨学金でもって生活し、それによって、卒業後、高収入をうるのに、「奨学金は返さなくともよい」という人々がいるが、私は、こういう考えは反人間的であると断言したい。返還して、また、それを資源にして、経済的に苦しい家族でも、大学に行けるようにするのが当たり前ではないか！
- 28) 社会に100を与えた者が100をもらい、80を与えた人は80を、120を与えた人は120をもらうこと。
- 29) 先の例では、社会に100与えた者は80しか与えられず、80与えた者は60しか与えられず、逆に120しか与えなかった者には150も与えられる、ということである。これは不等価交換（収奪）を意味している。
- 30) そんな国は、いまだ OECD 24ヵ国にすぎないであろう。同時に弱肉強食社会は、強者のために、正規の軍隊と警察のほかに、秘密保安警察（アメリカのCIA、日本の公安調査庁等）を必要とする。

快刀乱麻を断つごとく、資本主義の諸悪³¹⁾を痛快にきりまくり、精巧な論理をくみだてることに絶大な才能をもっていたマルクスでさえ、人間が生まれながらにして能力において不平等であることには悩んだ。それはアリストテレスの大命題である「平等な人びとが不平等にとりあつかわれ、不平等な人びとが平等にとりあつかわれるとき、不公正がうまれる」と関係している。マルクスは『ゴータ綱領批判』の労働生産物の分配論のなかで、労働の能力、労働の結果（生産性）において不平等な人間を平等にあつかうのは不平等であると断じている³²⁾。そして、社会主義社会においては、いまだ「各人はその能力に応じて働き、各人はその労働に応じてうけとる」という貢献度原則 (contribution principle)³³⁾ にならざるをえないとし、高度な社会主義、つまり、共産主義社会になってはじめて「各人はその能力に応じて働き、各人はその必要に応じて受取る」³⁴⁾ という必要度原則 (needs principle) がうまれる、としている。

この所得分配の二大原則を、サローは貢献度原則を生産面からみた分配原則、必要度原則を消費面からみた分配原則として明確化している³⁵⁾。後者のニーズ原則は現代的にいいかえればナショナル・ミニマム (national minimum: 国民生活の最低基準) となる。人間として見苦しくない、人間としての品位をたもてる、つまりディセンシー (decency) を基準として形成されるべきなのが、最低賃金制である。所得分配における公正は、まず労働組合の闘いにおける最低賃金制の確立であり³⁶⁾、ついで累進課税制の強化にあり、

31) 資本主義の諸悪としては、すぐさま、①搾取、②差別、③失業、④貧困、⑤疎外、⑥官僚性、⑦インフレ、⑧戦争、⑨恐慌（経済停滞）、⑩不平等などをあげることができる。

32) マルクス『ゴータ綱領批判』岩波文庫、37ページ。

33) 貢献度原則はいうまでもなく「働かざる者は食うべからず」という有閑階級排除の原理である。マルクスは障害者へは別に控除原則を同時にうちだしている。

34) マルクス『ゴータ綱領批判』38—39ページ。マルクス理論はやはり前世紀の理論である。

35) L. C. Thurow, *op. cit.*, p. 43. 基本原理である貢献度原則にたいしてニーズ原則が修正原理としてしだいに強く作用していくのが福祉社会である。

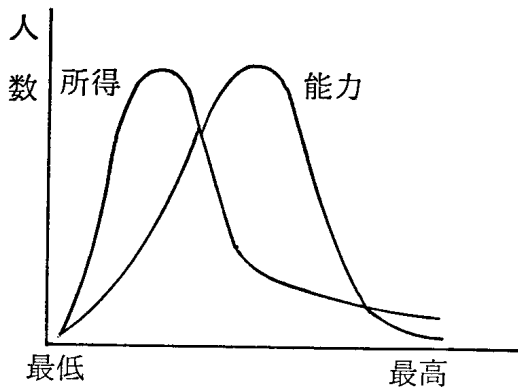
図 1-2 能力分布と所得分布³⁷⁾

表 1-2 日本の持ち家率 (単位: %)

東	京	43.2
大	阪	50.1
北	海	51.8
福	岡	54.2
神	奈	55.4
全	国	61.7

(出所) 『1985年国勢調査』

図 1-3 ローレンツ曲線

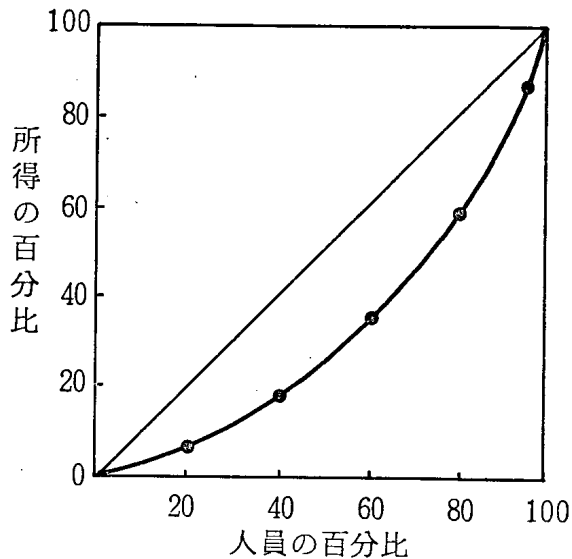
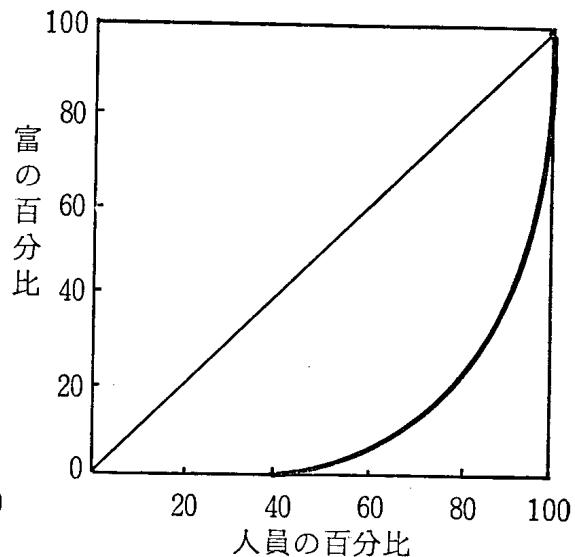


図 1-4 富(財産)の不平等



さらに社会保障基準のナショナル・ミニマムの可視的形成によって実現される。所得分配における不平等よりも富(財産)における不平等のほうが決定的にきつい。富(財産)の分配における公正は、相続税の抜本的強化ならびに土地私有権の制限、土地の公有化によって実現されるべきである。

現代の日本資本主義は、資本主義でもなく、ましてや労働(組合)主義でなく、地本(土地至上)主義である。自然の摂理(神)がつくりたもうた土

36) 吉村 励『最低賃金制読本』日本評論社, 1978年, は名著である。労働組合の幹部はぜひ読んでいただきたい。

37) 図1-2, 3, 4は, Samuelson and Nordhaus, *Economics*, McGRAW-HILL, 13th ed., 1989, pp. 645-649. より引用した。

地（自然の根源）を商品化し、土地成金を続出させている現代日本は、もっとも反自然であり、そんな理不尽なことが長続きするはずがない。本来、商品（モノ）でない労働力（ヒト）を、商品化（モノ化）することが、資本主義の最深の矛盾である。土地を私有財産化していること、このことによって金もうけしていることが、現代日本資本主義における最大の犯罪である。

図1-2は、わかりやすいことだが、横軸のIQ（知能指数）が平均(100)より低い人々は不当に所得を低くされ、自由競争的資本主義の所得分配の原理である応能主義が貫徹していないことを如実にしめしている。

図1-3は、所得分配の不平等を図解している有名なローレンツ曲線であるが、家族所得からみて、最上位の20%の人々が国民所得（1990年でおおよそ330兆円）³⁸⁾の41%もとり、それにつぐ高収入の家族20%が24%をとり、中位の家族20%が18%をとり、下から2位の家族20%は12%しかもらえず、なんと収入最下位の家族20%はたった5%の所得しかえていないのを示している。家族所得が最下位から40%の家族はたった17%しか得ていないことも同時にわかる³⁹⁾。それに富かな国ほど不平等は少ない(例：スウェーデン)⁴⁰⁾。

また、図1-4は富（資産）の不平等を示している。いずれの国においても、所得（フロー）の不平等よりも、資産（ストック）の不平等の方が大きいのが常である。下から40%の家族は、マンションをふくむ持ち家すらもっていない、無財産（プロレタリアート）であり、最上位の1%の人々（家族）だけで、なんと国富（1990年度においておおよそ6000兆円）⁴¹⁾の25%、つまり、

38) 政府発表の「平成2年度（1990年度）の経済見通しと経済運営の基本的態度」より。国民所得は、ほぼ毎年20兆円増加している。なお、国民総生産（GNP）はおおよそ420兆円である。よってその1%の防衛費は4兆2,000億円である。なお、つけくわえておけば、社会保障（給付）費は、その10倍、42兆円である。

39) 45度線が完全平等曲線である。それに曲線は課税前である。

40) 所得の分配に関する理論と実態については、青木昌彦『分配理論』筑摩書房、1979年を参照されたし。

41) ふつう、国富は国民所得の10倍であるが、日本は土地の価額が異常に高く、それによって国富は国民所得の20倍近くになっているのである。なお、富（資産）の分布についての法人所有分はのぞいてある。なお、先進資本主義国におけるGNP

1500兆円も所有しているのである。そして、貧しい国ほど、この資産（富）保有の不平等がきついのが一般法則である。

表1-2は、日本の持ち家率を示している。持ち家が60%をこす国は日本とアメリカ合衆国のみである⁴²⁾。ここで日本は奇妙な現象をおこしている。年間県民所得において圧倒的に高く、第1位の東京の持ち家率をもっとも低いということである。1人当り年間所得が高い県ほど持ち家率が低く、年間所得が低い県ほど持ち家率が高いということである。1000万東京都民のうち、660万人が賃貸住宅に住んでいることになる⁴³⁾。まさしく日本は地本（土地本位）主義国である。

もちろん、ロールズは「公正な分配」論は、所得 (incomes) と富 (wealth) の公正のみを論じているのではない。自由、権利（人権）、機会、社会的地位、権力の配分の公正とならんで所得と富の公正な分配を論じているのである⁴⁴⁾。ここにロールズの政治哲学の深遠な現代的意義がある。

(1990年5月27日、脱稿)

の50%は、巨大企業500社によって生産されている。

- 42) ヨーロッパ各国においては、公的住宅が占める比率がきわめて高い。それも賃借住宅である。家賃が高いかどうかは各国毎にちがいがあがるが、日本の「持ち家」志向は異常である。
- 43) 1家族の人数が各県とも等しいとして計算してある。
- 44) なお、石頭の人々のために、ロールズはいわゆる絶対的平等を求めているのでは絶対ないことを付言しておきたい。なお、私が差別撤廃のため「割当制」の日本への導入を強く主張するのにたいし、積極的でない学者がおられる。反対される典型例は部落問題の超大家である磯村英一教授である（部落解放基本法研究会刊『部落解放の展望をめざして』1985年1月刊、128ページ）。

The Equity Principle of J. Rawls and Special Preferential Treatment

Noboru Ogawa

Since the enactment of the Civil Rights Act of 1964, its Title 7 in particular, the economic discrimination against minority groups has decreased remarkably in the United States. This achievement has resulted mainly from the efforts of the Democratic Party, black power movement, Women's Lib movement and other social movements. However, a movement will not last very long without its supporting theory. The discrimination abolition movement in the United States was based on *A Theory of Justice* by John Rawls. The purpose of this paper is to introduce his theory.

In the core of his theory is a proposal to maximize the favorable conditions for economic and social activities of the most disadvantaged people in an institutionally unequal society. This step is equity in the true sense of the word, and it is called "Max-min equity principle." This principle requires reasonable special preferential treatment to the historically handicapped groups such as black people at the starting point of social competition. For this purpose, Rawls justifies the so-called "reverse discrimination." Its concrete policy is the "Affirmative Action Program (discrimination abolition policy)", and it was realized as the "Quota System."